

# 意見書

国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則に関する意見は下記のとおりです。

## 記

国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則の一部改正について。年俸制職員に死体処理手当を支給する改正については賛成します。

なお、年俸制職員には、住居手当や扶養手当など、月給制の職員には付けられている手当がついておりません。これは同一労働同一賃金の原則に照らして合理性があるとは思えません。こちらの改善を引き続き希望します。

2023年5月25日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口裕之 印

人事課田渕様

先に電子メールにてお伝えしたとおり、今回は「年俸制適用職員給与規則」の改正についてのみ意見を書いております。

病院の医師の働き方改革に関連する就業規則改正については、36協定が改定された後に、改めて意見を述べたいと思います。よろしく願いいたします。

山口裕之